

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石川 裕己)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:前川 宏一)
ホームページ	法人: http://www.jrtt.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	<p>1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3. 第2期中期目標期間の評価は SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	4点×3 3点×6	S×4 A×5	SS×1 S×2 A×6	S×3 A×6	S×2 A×7		
(2)船舶共有建造業務	5点×1 4点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1		
(3)鉄道助成業務	3点	A	A	A	A		
(4)技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等	4点×3 3点×1	S×3 A×1	S×2 A×2	S×2 A×2	S×1 A×3		
(5)国鉄清算業務	3点×2	A×2	A×2	A×5	S×1 A×4		
(6)業務全般に関する項目	3点×3	A×3	A×3	A×3	A×3		
2.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し	3点	A	A	A	A		
(2)経費・事業費の削減	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)随意契約の見直し	3点	A	A	A	A		
(4)資産の有効活用	3点	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A		
(2)財務内容の改善	4点×1 3点×3	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3		
4.短期借入金の限度額	3点	A	A	A	A		
5.重要な財産の譲渡等に関する計画	-	-	-	-	-		
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-		
7.その他業務運営に関する重要事項							
(1)人事に関する計画	3点	A	A	A	A		
(2)積立金の使途	-	-	-	-	-		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務						S×3 A×5	
(2)船舶共有建造業務						S×1 A×1	
(3)鉄道助成業務						A	
(4)技術支援、調査研究開発及び実用化、国際協力業務等						S×2 A×2	
(5)国鉄清算業務						S×1 A×4	
(6)業務全般に関する項目						A×2	
3.業務運営の効率化							
(1)組織の見直し						A	
(2)経費・事業費の削減						A×2	
(3)随意契約の見直し						A	
(4)資産の有効活用						A	
4.財務内容の改善に関する事項							
(1)総括的業務						A×2	
(2)鉄道建設業務						A	
(3)船舶共有建造業務						S	

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果 (H25.9.10) (主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 各分野において、目標を上回る成果を達成しており、着実な業務実績を挙げていると評価できる。評点の分布からみて総合評定はAとした。
- (課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 事故再発防止について、より一層の改善活動および検討が望まれる。
- 北海道、北陸新幹線の事業が今後終盤を迎えるため、引続き高い技術力を行使して、着実に事業を推進してほしい。
- 海外展開に関して、国策として引続き努力がなされることを望む。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
鉄道建設業務 (開発成果の公表)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 論文の報告発表数と論文投稿数の合計は昨年度に比してわずかに減少したものの、査読付き論文数は逆に 23 件から 30 件に増加。これを割合で見ると、16.2%から 22.4%に増加。 技術開発の成果を学会に公表し、学会賞受賞など高い評価を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に年度計画に基づき順調に成果をあげているといえる。 研究成果では、昨年度より査読付論文数が増加するなど数だけではなく質も向上したといえる。 コスト縮減、利便性向上等へどのように繋がっているのかの定量分析を通じて、今後の技術開発の方向性をより明確にすることは必要。
船舶共有建造業務 (船舶建造等における技術支援)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化ガス排出削減と燃費低減を目指した SES 船等の普及のための技術支援を計6隻の共有船に対して実施。 積極的な技術支援により建造コスト削減、省エネ性能を高めるなどの効果が得られたことを含め、多くの技術支援を行った。 SES 船で重点的技術支援を行った新形式2軸型 SES 第1船が汎用機器利用による建造コストの低減と技術の相乗効果による省エネ効果を実現したことに対し、マリンエンジニアリング・オブ・ザ・イヤー2012 を授賞。 	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に年度計画に基づき順調に成果をあげているといえる。 SES 船で重点的技術支援を行った新形式2軸型 SES 第1船が汎用機器利用による建造コストの低減と技術の相乗効果による省エネ効果を実証したことに対し、マリンエンジニアリング・オブ・ザ・イヤー2012 を授賞したことは、技術の先進性と独創性に対する優れた成果であると評価できる。 今後予想されるNOx、SOx、微粒子(PM)等の排出削減への対応も考えておく必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見 (H25.12.16) (個別意見)

- 本法人は、会計検査院の平成 23 年度決算検査報告において、「委託工事に係る消費税相当額の算定が適切でなかったもの」との不当事項の指摘を受けているが、当該指摘を踏まえた本法人の対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行っていない。
今後の評価に当たっては、会計検査院から指摘された事項については、その対応の進捗状況等を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:松山 良一)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務。4 国際観光に関する調査及び研究。5 国際観光に関する出版物の刊行。6 前各号の業務に附随する業務。7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:西村 幸夫)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)効率化目標の設定	4点	A	A	A	A		
(2)総人件費改革	3点	A	A	A	A		
(3)組織体制の整備	4点	A	A	A	A		
(4)関係機関との連携強化	3点	A	A	A	A		
(5)随意契約の見直し	3点	A	A	A	A		
(6)民間からの出向者等の活用	4点	S	A	A	A		
(7)プロパー職員の育成等	4点	S	A	A	A		
(8)内部統制の充実	3点	A	A	A	A		
(9)活動成果の明確化	3点	S	S	A	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)海外宣伝業務	4点×2 3点×2	S×2 A×2	S×3 A×1	S×1 A×3	S×1 A×3		
(2)国内受入体制整備支援業務	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(3)国際会議等の誘致・開催支援業務	3点	B	B	A	B		
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保							
(2)予算(人件費の見積りを含む。)	3点	A	B	B	A		
(3)収支計画及び資金計画							
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-		
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	-	-	-	-	-		
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-		
7. その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画							
(2)積立金の使途							
(3)その他中期目標を達成するために必要な事項	※	※	※	※	※		
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)効率化目標の設定						A	
(2)総人件費改革						A	
(3)組織体制の整備						A	
(4)関係機関との連携強化						A	
(5)随意契約の見直し						A	
(6)民間からの出向者等の活用						A	
(7)プロパー職員の育成等						A	
(8)内部統制の充実						A	
(9)活動成果の明確化						A	
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
(1)海外宣伝業務						A	
(2)国内受入体制整備支援業務						A	

(3)国際会議等の誘致・開催支援業務						B
4. 財務内容の改善						A
5. その他業務運営に関する重要事項						-

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果 (H25.9.10) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 機構は、コスト削減を図りながら、訪日外国人旅行者の増加と外国人旅行者の日本滞在における案内業務等に積極的かつ効果的な役割を果たしており、外国人旅行者の持続可能な増加に向けて、着実な成果を上げていと認められるため。

(法人の業務の実績)

- 旅行業界やメディア向け情報発信、共同広告、海外旅行博への出展等、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメントを的確に実施し、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を 60 万人とする目標の送客数 13 海外事務所中 8 事務所において上回り、全体でも目標値を上回る 64.9 万人を記録するなど、海外事務所における優れたプロモーション活動によって、外国人旅行者の訪日に寄与した。など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海外宣伝業務 (訪日外国人誘致のための事業(広告宣伝・メディア広報事業))	II 1	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が運用する世界13箇所のFacebook ページから、平日は毎日の日本関係情報の発信を行った結果、Facebook ファン数は、1年間で40万から65万に急増した。また、マンスリーウェブマガジンの5言語での発行、スマートデバイス向け独り歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツ提供にも積極的に取り組み、機構Web サイトアクセス数が、平成23年度実績の2億1,900万ページビューから平成24年には3億2,660万ページビューに急増し、24年度目標の2億7,200万ページビューを大幅に超えるなど、新しいメディアを駆使して海外向けに積極的に日本の魅力情報を提供。 • 旅行業界やメディア向け情報発信、共同広告、海外旅行博への出展等、ビジット・ジャパン事業の海外現地マネジメントを的確に実施し、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする目標の送客数を13海外事務所中8事務所において上回り、全体でも目標値を上回る64.9万人を記録するなど、海外事務所における優れたプロモーション活動によって、外国人旅行者の訪日に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が運用する世界13箇所のFacebookページから、「日本の今」を伝える旬な情報や、各市場における日本関連情報等を、平日は毎日発信を行った。その結果、Facebookファン数は1年間で約40万人から約65万人へと大幅に増加し、日本の政府機関の海外向けFacebookページの中で最多となっている。 • 訪日外客に関心のあるテーマを深掘りして特集するマンスリーウェブマガジンの5言語での発行や、スマートデバイス向けの一人歩きモデルコース整備等、新たな情報コンテンツの提供にも積極的に取り組んだ結果、機構WEBサイトのアクセス数は平成23年度実績(約2億1,900万ページビュー)から約49%増の約3億2,660万ページビューとなり、平成24年度計画の数値目標である2億7,200万ページビューを大きく上回った。 • メディアを通じた正確な情報発信が非常に重要であるとの認識の下、海外メディアの訪日取材支援による記事掲載を促した他、海外事務所を通じた情報提供による広報支援を積極的に行ったことにより記事掲載が1,619件(平成23年度:1545件、4.8%増)と、前年を超える実績となった。 • ページビューが伸びていることは適切に評価すべきであるが、ページビューはWebサイトの効果を測る指標の一つであり、ページビューを重視しすぎることがないよう留意して、今後の目標設定をしていくべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見 (H25.12.16) (個別意見)

- 具体的取組を踏まえて、人材育成業務について、業務の効率化の取組状況を明らかにした上で評価を行っているかみたと、業務の効率化についての記載はなかった。
今後の人材育成業務の評価にあたっては、業務の効率化の取組状況を明らかにした上で評価を行う必要がある。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：甲村 謙友）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水資源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：濱田 政則）
ホームページ	法人： http://www.water.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	1.総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理	4点×2 3点×1	SS×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×2	S×1 A×2		
(2)リスクへの的確な対応	3点	A	S	A	S		
(3)計画的で的確な施設の整備	4点×2	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1		
(4)環境の保全	4点	S	S	A	S		
(5)技術力の維持・向上と技術支援	4点	S	S	S	S		
(6)関係機関との連携							
(7)水源地域等との連携	2点	A	A	A	A		
(8)広報・広聴活動の充実	3点	A	A	A	A		
(9)内部統制の強化と説明責任の向上	3点	S	S	A	A		
2.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営							
(2)効率的な業務運営	4点	S	S	A	A		
(3)事務的経費の節減							
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減							
(5)コスト構造改善の推進	3点	S	A	A	A		
(6)事業費の縮減							
(7)適切な資産管理	3点	A	A	A	B		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画							
(3)資金計画	3点	A	A	A	A		
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等の計画							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画							
(2)人事に関する計画							
(3)積立金の使途	3点	A	A	A	A		
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)的確な施設の運用と管理						S×1 A×2	
(2)リスクへの的確な対応						A	
(3)計画的で的確な施設の整備						A×2	
(4)環境の保全						S	
(5)技術力の維持・向上と技術支援						S	
(6)関係機関との連携						A	
(7)水源地域等との連携							

(8)広報・広聴活動の充実						A
(9)内部統制の強化と説明責任の向上						A
3.業務運営の効率化						
(1)機動的な組織運営						S
(2)効率的な業務運営						
(3)事務的経費の節減						
(4)総人件費改革に伴う人件費の削減						
(5)コスト構造改善の推進						A
(6)事業費の縮減						
(7)適切な資産管理						B
4.財務内容の改善						A
5.その他業務運営に関する重要事項						
(1)施設・設備に関する計画						A
(2)人事に関する計画						
(3)積立金の使途						
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項						

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果 (H25.9.10) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評価項目16項目のうち、SSが0項目、Sが5項目、Aが10項目、Bが1項目、Cが0項目の評価となっており、これら個別項目の評価及び記述による評価を踏まえ、総合評定については、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に関する意見等)

- 単独の法人としては、努力されていると判断する。しかしながら、水資源や用水供給の分野における基礎組織として、将来構想などを検討すべきであると思われる。国民にとって重要な関心事である「水」を扱う機関としての、存在感や認知度の向上に努力されることが期待される。
- 平成23年度に続き、平成24年度も発生した武蔵水路改築工事現場での油流出事故は、事故後に適切な対応が取られ水道用水供給に影響は生じなかったものの、今後は安定的、良質な用水供給のため、水質事故の再発防止に努められたい。
- ダム・水路施設等のストックマネジメントについて、H24年度までに機能診断調査、評価及びライフサイクルコストの算定、機能保全計画を作成している。今後は継続的に施設の維持管理計画データベースに基づき、適切に実施できるよう取り組んでほしい。など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
的確な施設の運用と管理(洪水被害の防止又は軽減)	1. (1)	<ul style="list-style-type: none"> 大山ダムの建設にあたり、設計・施工計画の合理化により340億円のコスト削減を達成し、試験湛水の5カ月前倒しにより、九州北部豪雨による下流河川の洪水被害の軽減に貢献した。 九州北部豪雨の際に、江川ダムにおいて30m³/sのピークカットを行い、下流河川の氾濫を大幅に軽減した。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調整を的確に実施(16ダムで39回の防災操作)し、下流河川の洪水影響の軽減に貢献した。 洪水調整機能を有しないダムの貯留能力を弾力的に洪水防除に活用したことは高く評価できる。 特に、九州北部に激甚な被害をもたらした九州北部豪雨において、利水専用の江川ダムや試験湛水中の大山ダムを活用し、下流河川の洪水被害を大幅に軽減した点は特筆すべき優れた実績であり、高く評価できる。
リスクへの的確な対応	1. (2)	<ul style="list-style-type: none"> 渇水、洪水時、大規模地震等の対応のため、可搬式ポンプ設備など配備している。また、東日本大地震時の被災地において、「可搬式海水淡水化装置」が給水支援活動として活躍した。この取り組みに対して、国土交通大臣から感謝状が授与された。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県女川町において、可搬式海水淡水化装置による給水支援活動を実施することにより、被災住民の生活と社会基盤の安定に貢献したことは高く評価できる。
技術力の維持・向上と技術支援	1. (5)	<ul style="list-style-type: none"> OECD水ガバナンスイニシアティブへの協力要請を受けたことや、機構職員として初めて在外大使館へアタッシュを派遣し、国際協力を積極的に取組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> OECDよりOECD水ガバナンスイニシアティブへの協力要請があったことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 秀夫)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療養護施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	H24年度	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第2期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	A	A	A	A	A	
(2)人材の活用	4点	S	S	A	A	A	
(3)業務運営の効率化	4点×4 3点×6	S×4 A×6	S×3 A×6	S×2 A×7	S×2 A×6	A×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務	4点×1 3点×2	S×1 A×2	S×2 A×1	S×1 A×2	S×2 A×1		
(2)指導講習・適性診断の実施機関になるようとする民間団体等への支援	4点	S	S	S	A		
(3)療護施設の設置・運営	4点×2 3点×2	S×3	S×3 A×1	A×4	S×1 A×2		
(4)介護料支給等支援業務	3点×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S		
(5)交通遺児等への生活資金の貸付	3点×2	A×2	A×2	A×2	A		
(6)自動車事故による被害者への情報提供の充実	3点	A	A	A	A		
(7)自動車アセスメント情報提供業務	4点×1 3点×5	A×6	A×6	S×1 A×5	S×1 A×3		
(8)自動車事故対策に関する広報活動	3点	A	A	A	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)安全指導業務等						S×2 A×2	
(2)療護施設の設置・運営						A×2	
(3)介護料の支給等						S	
(4)交通遺児等への生活資金の貸付						A	
(5)自動車事故被害者等への情報提供・相談対応						A	
(6)自動車アセスメント情報提供業務						A×3	
(7)自動車事故対策に関する広報活動						A	
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点	S	A	A	A	A	
(3)積立金の使途						—	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 業務運営評価・総合評価により、中期目標の達成に向けて順調に業務を実施し、成果を上げていると認められることから、着実な実施状況にあると認められる。

(法人の業務の実績)

- 本法人は、自動車事故の発生防止と自動車事故による被害者支援を大きな柱の業務として、社会的に重要な使命を担う独立行政法人であり、限られた人員のもとで業務運営の効率化を進めつつ、社会状況の変化に応じた新たな業務にも取り組んでいる状

況にある。こうした中、第三期中期目標期間の初年度となる平成24年度の業務の実績については、中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にあると認められる。

- 自動車事故の発生防止については、本法人における安全指導業務の受講者・受診者を増加させるとともに、同業務における民間参入を促進させている。参入した民間団体等においても受診者が増加しており、安全指導体制の裾野拡大に寄与している。また、ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の策定に積極的に携わり、国際的道路交通安全マネジメントの取組の浸透に取り組んでいる。
- 被害者支援については、自動車事故による重度後遺障害者の治療・看護等を行う療護施設の確実かつ効果的な運営、療護施設入院患者の治療改善効果の多角的分析・公表、介護料受給者宅への訪問支援の充実・強化、コーディネーター(被害者支援専門員)の拡充による体制の強化、被害者ニーズに応じた介護料受給者・家族の交流会の充実を図っており、被害者支援の更なる充実を着実に前進させている。
- 自動車アセスメント業務については、広報の充実を図りつつ、順調かつ堅実に業務を進めている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
安全指導業務等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 安全指導業務における指導講習受講者数・適性診断受診者数は以下のとおりであり、指導講習受講者総数は対前年度101%、適性診断受診者総数は同比106%となった。 <ul style="list-style-type: none"> 任意講習:37,450人(対前年度:37,019人)、義務講習:104,891人(対前年度:103,402人)、指導講習総数:142,341人(対前年度:140,421人)、任意診断:263,613人(対前年度:256,427人)、義務診断:198,120人(対前年度:181,272人)、適性診断総数:461,733人(対前年度:437,519人) 民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、以下の取組を実施した結果、平成24年度において、指導講習は、7者が国土交通省より認定を受けた。適性診断は、新たな認定はなかった(平成25年4月、5月において、平成24年度中の認定申請者のうち、指導講習は5者、適性診断は8者認定を受けた。)。 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が主催する民間参入の説明会(地方運輸局9ヶ所10回)に出席し、使用する講習教材や診断機器の提供が可能なることを説明し、認定取得に必要な要件研修(講習講師の教育訓練、カウンセラーの教育訓練)の実施等についての質問や要望に対応した。など 	<ul style="list-style-type: none"> 安全指導業務における民間参入の促進については、新たに指導講習・適性診断の認定機関になろうとする民間団体等に対して、これまで培ったノウハウの提供等を積極的に行うことが求められる。 また、参入促進のための取組方策を策定し、計画的に実施する必要がある。
介護料の支給等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度、介護の状況に応じ、4,796人(対前年度比38人増)に対して、介護料を30億8,365万円(対前年度比1%増)支給した。 介護料受給者・家族への訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合40%を大幅に上回る、前年度末介護料受給資格者4,618人の46.3%(2,139人)に対して、相談対応や情報提供を行った(延べ件数:2,258件、対前年度比16.4%増)。 被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状、他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター(被害者支援専門員)候補者に対しては、在宅介護をより深く理解した上での訪問支援を実施するため、療護センターにおける長期間の実技研修を実施した。これにより、全主管支所(9箇所)にコーディネーターを配置し(東京主管支所には複数名配置)、実施体制の強化を図った。など 	<ul style="list-style-type: none"> 介護料受給者宅への訪問支援の充実・強化、コーディネーター(被害者支援専門員)の拡充による体制の強化、被害者ニーズに応じた介護料受給者・家族の交流会の充実を図っており、被害者支援の更なる充実を着実に前進させている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：淡路 均）
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。4 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。5 1から4の業務に附帯する業務。6 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	空港周辺整備機構分科会（分科会長：安河内 恵子）
ホームページ	法人： http://www.oeia.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成20年4月1日～平成25年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	<p>1.総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>2.項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>3.第2期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。</p> <p>5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	4点	A	S	A	S		
(2)人材の活用	3点	A	A	A	A		
(3)業務の効率化	4点×1 3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2		
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施	3点×8	S×1 A×8	A×9	A×8 B×1	A×8 B×1		
(3)随意契約の見直し	4点	S	S	A	A		
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備	-	-	-	-	-		
(5)業務の確実な実施	4点×2 3点×3	S×2 A×2 B×1	A×3 B×2	A×4 B×1	A×5		
(6)空港と周辺地域の共生	3点	A	A	A	A		
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)							
(1)予算	4点	A	A	A	A		
(2)収支計画							
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-		
5.重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-		
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-		
7.その他業務運営に関する事項	3点×2	A×2	A×2	A×1 B×1	A		
(1)人事に関する計画							
(3)大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務を新関西国際空港(株)に承継					S		
2.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化						S	
(2)人材の活用						A	
(3)業務運営の効率化						A×3	
3.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上						A×2	
(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施						A	
(3)随意契約の見直し						S	
(4)大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備						A	
(5)業務の確実な実施						S×1 A×3 B×1	
(6)空港と周辺地域の共生						A	
4.財務内容の改善						A	
5.その他業務運営に関する重要事項							

(1)人事に関する計画						A×2
(2)大阪国際空港に係る業務並びに権利及び義務を新関西国際空港(株)に承継						S

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果 (H25. 9. 10) (主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 25 項目中 24 項目が「A」評価以上であり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。
(課題・改善点、業務運営に関する意見等)
- ホームページによる広報の内容や構成、国民からの意見を積極的に取り組む方法等について、一層の工夫、努力が求められる。
- 評価基準については、努力が評価できる Input 指標による評価が多い。本来的には成果が評価できる Outcome 指標とするべきで、また、事業報告書の記載内容に具体的な成功例を記載する等、平成 25 年度からの新たな評価方法に向けて検討すべき。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施 (国民の意見募集)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問い合わせ」窓口により意見等の募集を行った。さらに、大阪国際空港事業本部の廃止に伴いリニューアルした機構のパンフレットの「ご意見・ご提案募集」について、ホームページによるほかファクシミリや郵便でも可能であることを、裏表紙の目につきやすい場所に大きく表示するとともに、関係自治体窓口において住民へ配布することにより幅広く意見等の募集を行っている。 • 平成 24 年 7 月 23 日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第 14 回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、同評価委員会において平成 24 年 7 月 5 日から 7 月 19 日までの間、平成 23 年度業績実績評価調書(案)に係る国民の意見募集を行った。(特に意見はなかった。) 	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」窓口により意見等の募集を行ったほか、パンフレットにも分かり易く表示するなど、幅広く意見の募集に努めており、概ね着実な実施状況にある。 • 国民からの意見を積極的に取り込むためには、一層の工夫、努力が求められる。
業務の確実な実施 (大阪国際空港周辺の緑地整備)	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 都市計画緑地整備事業については、平成 24 年 7 月の関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合による業務承継に支障をきたさぬよう、国、新関西国際空港(株)等関係者と十分な調整を重ねることにより、適正かつ円滑に業務を承継することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国、新関西空会社と十分に調整を図り、適正かつ円滑に業務を新関西国際空港(株)へ承継しており、着実な実施状況にある。 • 都市計画緑地整備を積極的に推進するために、関係機関相互の連絡調整の緊密化を図ることを目的として設置されている「大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会」の構成員に、平成 24 年 7 月から新関西空会社が加わり、引き続き協議・検討していくこととなった。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しを踏まえ、平成 24 年 4 月から役員報酬及び職員給与について国と同様の引き下げを実施。 • 平成 25 年 4 月から機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表(一)と同一のものとするため、給与規程の改正を実施。 • 平成 25 年 6 月に、平成 24 年度における取組状況をホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 今年度は特殊要因により指数が高くなり国の水準を上回ったが、平成 25 年 3 月には国と同一の俸給表を適用するための給与規程の改正を行うなど、国家公務員に準じた適正な給与水準となるよう取り組んでおり、着実な実施状況にある。 • 役職員の給与の適正化については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)」に準じて、役職員給与について国と同様の引き下げを平成 24 年 4 月から実施している。 • また、平成 25 年 3 月には、機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表(一)と同一の俸給表にするための給与規程の改正を行っている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人海上災害防止センター（平成15年10月1日設立）＜非特定＞ （理事長：富賀見 栄一）
目的	海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出油等の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	海上災害防止センター分科会（分科会長：宮下 國生）
ホームページ	法人： http://www.mdpc.or.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期 目標期間	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	1.総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2.項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3.中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	3点	-	-	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	4点×2 3点×3	S×1 A×4	A×5	S×2 A×3	A×5	A×5	
(3)関係機関等との連携強化	3点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	4点×3	S×1 A×4	SS×1 S×1 A×3	S×2	S×2 A×3	S×2 A×3	
(2)機材事業	3点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(3)海上防災訓練事業	4点×1 3点×1	S×1 A×1	A×2	S×1 A×1	A×1	A	
(4)調査研究等事業	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5)国際協力推進事業	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×1	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)				A			
(1)自己収入の確保							
(2)予算	3点	A	A		A	A	
(3)収支計画							
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-		-	-	
5.重要な財産の譲渡等の計画	-	-	-		-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-		-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	3点×2	A×2	A×2	A	A	A	
(2)人事に関する計画	3点×2	A×2	A×2	A	A×2	A×2	
(3)保有資産の見直し					A	A	
(4)内部統制の充実・強化					A	A	
(5)積立金の使途	-	-	-	-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.10)（主なものの要約）

(1)総合評価

（評定理由）

- 最頻値の評定であるため。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 給与水準(ラスパイレス指数109.1)について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勧告すれば、妥当な数値であると思料される。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成24年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことであ

る。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
海上防災措置業務 (海上防災措置業務の適時・適確な実施)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 契防者の船舶に搭載する泡消火剤の AGF 泡消火原液への代替を完了するとともに、ビーチクリーナーや強力吸引車など港湾清掃用機材の整備等、継続したHNS防除体制の向上に努めている。 また、東日本大震災等を踏まえた対応として、防災資材基地が津波により流出して使用できなくなるなど、現場対応に苦慮した教訓を踏まえ、将来発生する巨大災害や大規模事故に備え、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として、「川崎基地」、「堺泉北基地」及び「北九州基地」の3基地を災害対応拠点と位置づけ、その対応能力を拡大している。 各災害対応拠点基地は、陸、海、空輸送のインフラの要所に配置されており、震災等による既存基地の機能不能に対し、一定時間内に被災地域外の災害対応拠点からの後方支援を可能とし、各地の民間企業はもとより関係行政機関からも、大きな関心が寄せられるものとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる24年度だけでなく、この4～5年の防除対応能力の充実は著しく、資機材だけでなく、そのロジスティクスをも体制整備することで、実質的な対応能力の向上が図られている。 特に、災害対応拠点基地は、東日本大震災など自然災害起因の海上災害等への対応について検討が行われた「海上防災のあり方に関する検討会(座長:藤野正隆東京大学名誉教授)」の提言を踏まえてセンターが自主整備したものであり、東日本大震災において、被災地以外からの防除資機材の供給が困難であったことを踏まえ、後方支援体制の強化の一環としてインフラの要所に基地を構えることとしたものである。
海上防災措置業務 (HNS防除体制の充実強化(契約防災措置実施者に対する訓練))	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行っている。 平成24年度は新たに29事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸上の石油・石化企業を対象として行われている任意契約での防災サービスであるが、民間企業への自発的な防災への取り組みを喚起し、それを技術面、資機材面から担保することにより、事態への備えを社会にも見える形で実現している。積極的な事業展開で、目標を大きく上回る契約を獲得し、センター民営化のための財政基盤整備に大きく寄与するものとなった。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:上西 郁夫)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者とならうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二條第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十條に規定する業務の実施。16 東日本大震災復興特別区域法第七十四條に規定する業務の実施。17 福島復興再生特別措置法第二十三條に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:長沢 美智子)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	第1期中期 目標期間	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
I 業務運営の効率化							
1 組織運営の効率化	3点	A					
2 事業リスクの管理	4点	S					
3 事業評価の実施	3点	S					
4 一般管理・事業費の削減	4点	A					
5 総合的なコストの縮減	3点	A					
6 入札及び契約の適正化の推進	3点	A					
7 積極的な情報公開	3点	A					
8 業務・システム最適化の実現	3点	A					
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 公の政策目的に資する都市再生の推進			A×4	A×4	A×4	A×4	
2 住宅セーフティネットとしての役割への重点化・個別団地毎の特性に応じたストックの再生・活用			S×2 A×1 B×1	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	
3 新規に事業実施しないこととされた業務			A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
4 東日本大震災からの復興に係る業務の実施					S	SS	
5 業務遂行に当たっての取組			A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上							
1 都市機能の高度化及び都市の再生	4点×2 3点×4	S×2 A×4					
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	3点×4	A×2					
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	4点×1 3点×2	S×2 A×2					
4 事業遂行に当たっての取組	3点×3	A×3					
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							

1 業務運営の効率化			A	A	A	A
2 適切な事業リスクの管理等			A	A	A	A
3 一般管理費・事業費の効率化			S	S	S	S
4 総合的なコスト構造の改善						
5 入札及び契約の適正化の推進			A	A	S	A
6 業務・システム最適化の実現			—	—		
(財務内容の改善に関する事項)		S				
III 予算、収支計画及び資金計画	3点		A	A	A	A
IV 短期借入金の限度額			—	—	—	—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—		—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—		—	—	—	—
(その他業務運営に関する重要な事項)		A×1 B×1				
VII その他業務運営に関する事項						
1 施設、設備に関する計画	—		—	—	—	—
2 人事に関する計画	3点		A	A	B	A
3 子会社・関連会社等の整理合理化	2点					
3 関係法人に係る取組			A	A	A	A
4 中期目標期間を超える負債負担	—	—	—	—	—	—
5 都市再生機構法第33条第2項に規定する積立金の使途			—	—	—	—

2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果 (H25.9.10) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるため (課題・改善点、業務運営に対する意見等)
- 機構の各業務の運営については、以下の事項に留意した取組が必要である。
 - 都市再生業務に関しては、地方都市の中心市街地の活性化等の地域活性化に資する取り組みとして着実な実施をしていることは理解できるものの、地方都市の地盤沈下や経済活動の低迷化が続いていることも現実で、今後も様々な取り組みをしていくべきであり、都市再生事業による地域活性化の一層の活動が期待される。また、密集市街地の整備改善のための総合的な取り組みは、機構の調整機能を生かした機構ならではの取り組みであり高く評価できるが、防災性の向上や環境改善による安心安全なまちづくり等の点は、さらに深化を進めることが期待される。
 - 賃貸住宅業務に関しては、住宅セーフティネットとしての役割の重点化としての取組、高齢者・子育て世帯などに対する優先入居措置などの適切な実施、あるいは、バリアフリー化を図った住宅の供給、見守りサービスの提供といった様々な取り組みをしている点は評価できるが、その取り組みの成果なども充分配慮する必要がある。セーフティネットとしても住宅を維持するためには、長期の整備計画が重要である。機構は、膨大な公共住宅というインフラを抱えているため、長期の整備計画を立て、着実に維持管理と修繕更新を進めることが重要である。また、長期にわたって賃貸住宅としての価値を維持していくために、賃貸住宅分野への適切な規模の再投資を行うことが必要である。現状の再投資規模は必ずしも十分ではなく、一部団地ではコンセッション方式によりモダンゼーションを図るなどの工夫がなされるべきである。
 - ニュータウン事業に係る用地の供給・処分に関しては、東日本大震災の影響を受けたとされた昨年よりは上回ったものの、年度計画の目標に対しては達成率 60%となっており十分ではなく、さらに努力を重ねる必要がある。
 - 東日本大震災からの復興に係る業務に関する今回のSSの評価は、今後CM方式による発注を行い、実践の成果として現れてくるであろう発注の成果物とその時間軸によって検証されることになるとと思われるので、成果が得られるよう引き続き努められたい。なお、復興支援が日常・平常業務に与える影響については、継続的にモニタリングするとともに、短期雇用やアウトソーシングにより、支障のないよう対応する配慮が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
住宅セーフティネットとしての役割への重点化	I 2	<ul style="list-style-type: none"> • 抽選による新規賃貸住宅の入居者募集においては、高齢者・子育て世帯等の当選率を一般の方の当選率に対し 20 倍としている。平成 24 年度の高齢者・子育て世帯等の申込件数は 466 件、申込者全体の約 4割となり、優遇倍率が 10 倍であった現行制度導入前 (平成 19 年度) と比較して、約 10 パーセントポイント上昇した。 また、既存賃貸住宅の入居者募集においては、周辺に高齢者支援や子育て施設が立地するなど良好な環境が整った 40 団地で高齢者・子育て世帯等のみを対象とした優先受付期間を設定した結果、平成 24 年度は当該期間において 2,169 件の申込があった。 	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅セーフティネットとしての役割への重点化に向けて優れた実施状況にあると認められる。
東日本大震災からの復興に係る業務の実施	I 4	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、平成 24 年度末までに以下 	<ul style="list-style-type: none"> • 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に向けて、人員・体制の強化のみならず

	<p>の取組を実施した。</p> <p>(6)CM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入 被災地の早期復興の要請を受け、復興まちづくり事業等を迅速に進めるため、段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注する新たな発注方式(CM方式)を機構が国(復興庁、国交省)とも連携し先導的に導入(平成24年度末時点で女川町など3市町5地区で契約済)。</p> <p>これにより、契約手続きの簡素化・期間短縮、民間ノウハウの活用による工期の大幅な短縮が図られると共に、オープンブック方式による透明性と地元参入確保を可能とし、事業がスピードアップした。</p> <p>この発注方式は、復興事業のスピードアップに寄与するだけでなく、契約の透明性と民間の技術ノウハウを活用した効率的な施工が可能となることから、今後の公共工事の発注の先進的なモデルとなり得るものとして十分な評価に値するものである。</p>	<p>ず、新たな契約手続を導入するなど創意工夫を凝らした取組みを実施しており、特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</p>
<p>業務遂行に当たった取組</p>	<p>I 5</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の二酸化炭素排出量の削減実績は約21,700トンで、進捗率は約155%と昨年(約17,300トン、進捗率約124%)と比べても優れて目標達成に向けた取組みとして高く評価できる。 機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階より建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等の検討を行った。また、工事着手前に工事請負者に対する建設副産物の再生資源利用促進計画書び再生資源利用促進計画書の作成指導等により、平成24年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は「建設リサイクル推進計画2008」に定めた目標値を達成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境への配慮について優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:澤田 正晴)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	第1期中期 目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	備考
<総合評価>	概ね順調	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務運営体制の効率化	3点	A	A	A	A	S	
(2)一般管理費の削減	4点	S	S	S	S	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)保証業務	4点×1 3点×1	A×2	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	
(2)融資業務	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)財務内容の改善	3点×1 2点×1 1点×1	C	A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×2	A×3	
(2)予算 (3)収支計画 (4)資金計画	1点		B	B	C	B	
4.短期借入金の限度額	3点		A	A	A	A	
5.重要財産の処分計画	—		—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—		—	—	—	—	
7.施設・設備に関する計画	—		—	—	—	—	
8.人事に関する計画	3点	A	A	A	A	S	
9.その他業務運営に関する重要事項	3点	A					

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評定理由)

- 奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。
- また、業務プロセスの改善及び内部統制の強化による業務運営体制の効率化、利用者ニーズの把握及び業務への反映についての適切な対応及び人事制度の改善等において着実な業務改善の実績が認められる。また、引き続き一般管理費の削減等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることも高く評価される。
- さらに、リスク管理債権についても依然高い水準ではあるものの着実に減少させているほか、単年度利益の確保により累積欠損金も減少する結果となった。
- 以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。
- なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 事業者に対して創業時の注意点を示し、事業計画を慎重立案させることは、リスク管理債権の新規発生を抑制できるので、非常に良い取り組みであると思う。
- 保証業務と融資業務の両方において、リスク管理債権残高を減少させても、総残高がそれを上回るほど減少していることで、リスク管理債権割合が高いままである、総残高が計画を大きく下回っている原因と対策を検討する必要がある。
- 事業再生や経営支援の専門家を育成するためにも、政策金融機関や民間金融機関との人事交流を検討する必要があると思われる。
- 「あり方」に示された「今後の方向性」は、理事長の目指しておられる方向性と合致しているものと認識している。引き続き、役員各位の志気の維持を確保しつつ、トップ・ダウンのリーダーシップを発揮されることを期待したい。
- なお、内部統制の構築に関しては、「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方」(平成25年3月)で、示されているとおり、「相互牽制を働かせるために・・・全体の組織規模に見合わない過度な人員配置をすることは、金融機関としての主要業務に配置すべき人

員にしわ寄せして、結果的に機能低下を招くことがある。職員間の相互チェックと上司によるモニタリングの更なる活用を図るなど、費用対効果を勘案しつつ、組織規模にふさわしい内部統制の枠組みを構築することに十分配慮する必要がある」(pp. 15-16)と考えられるので、このことを申し添えたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対 20 年度計画比で 12%以上削減)を上回り 15.4%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対 17 年度比で7%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り 19.0%の削減となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費については年度計画値を大幅に上回る19.0%の削減を達成し、また、一般管理費総額については15.4%の削減を達成したことは、高く評価したい。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保証のカバー率の引き下げについては、平成 19 年 11 月に金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成24年度においても引き続き対応している。 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」について、奄美群島地域における同制度の受付窓口を引き続き設置している。 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当基金は「一般の金融機関からの資金供給が困難な中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者」に対する信用補完としての保証供与をミッションとしていることから、一般の金融機関と比べて、審査のための手間がかかることは避けられない。これに鑑みて、評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況を高く評価したい。 「中小企業金融円滑化法」の期限到来後も、融資期間等の延長の取扱いを英断したことは当基金のミッションと整合しており、高く評価したい。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)、第二次・三次産業は同公庫(国民生活事業)に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報入手し、適切な金利設定に努めている。 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当基金は「一般の金融機関からの資金供給が困難な中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者」に対する融資をミッションとしていることから、一般の金融機関と比べて、審査のための手間がかかることは避けられない。これに鑑みて、評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況を高く評価したい。 評価の指標に照らし、当年度の取り組み状況は評価に値する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:勢山 廣直)
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下「会社」と総称する。)に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:家田 仁)
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会(分科会長:梶川 融)
ホームページ	法人: http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	3年(平成22年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	H22年度	H23年度	H24年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	A	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間及び第2期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>								
I 業務運営の効率化								
1 組織運営の効率化	3点	A	A	A	A	A	A	
2 業務リスクの管理	4点×1 3点×1	S×2 A×1	S×2	S×2 A×1	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	
3 業務コストの縮減	3点	S	S	S	S	S	S	
4 入札及び契約の適正化の推進	—	—	—	A	S	A	A	
5 積極的な情報公開	4点×3 3点×4	S×1 A×6	S	S×1 A×7	S×1 A×7	S×1 A×7	S	
6 業務評価の実施	3点	A	A	A	A	A	A	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上								
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
2 承継債務及び会社からの引受け債務の早期の確実な返済	3点×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×3	A×3	A×4	A×3	A×3	A×3	A×4	
4 会社に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	A	A	A	A	A	A	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	A	—	A	A	A	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	4点	S	S	S	S	S	S	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	A	A	S	S	S	S	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	—	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	A	A	A	A	A	A	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×2 3点×3	S×1 A×4	S×2 A×4	S×2 A×3	S×2 A×3	S×2 A×3	S×2 A×4	
III 予算、収支計画及び資金計画								
1 財務体質の強化	3点×2	S×1 A×1	A	S×1 A×1	S×1 A×1	A×2	A	
2 予算								
3 収支計画	3点	A	—	A	A	A	—	
4 資金計画								

IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	—
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	—	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	—
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設、設備に関する計画	4点×1	S×1	S×1	A×3	A×3	A×3	A×3
2 人事に関する計画	3点×3	A×3	A×3				
3 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途	—	—	—	A	A	A	—

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.9.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評点の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあるとみとめられるため。

(法人の業務の実績)

- すべての目標に対して、大きな努力が払われていて、計画・目標を達成している。特に、債務の返済及び金利上昇リスクの低減については、着実に実施されている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 機構の各業務の運営については、以下の各事項に留意した取組が必要である。
 - 笹子トンネル事故を踏まえ、第3期中期計画(H25～H30年度)に定められた「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させる」ことに、適切に対応する必要がある。さらに、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申(H25.6.25)を踏まえ、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しにも、機構として積極的に取り組んでいただきたい。
 - 「維持、修繕その他の管理の報告書」には、点検結果を載せるなどの工夫が必要。
 - 会社に対して助成を行う仕組みを通じて、コスト縮減のみならず、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を会社に促すことが必要。
 - 新技術の開発等の促進については、新技術が標準化されたことにより、コスト縮減にどの程度効果があったのかを把握いただきたい。

など

なお、いずれの事項の実施にあたっては、各高速道路会社とも適切に連携、調整を図り、その効果がより大きなものとなるよう取り組んでいただきたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高速道路に係る道路資産の保有、貸付け	II1 ②	• 貸し付けた道路資産の管理の実施状況について会社から報告を受け、必要に応じ実地にて確認した。また、アウトカム指標、管理費用の計画実績の対比などを記載した「維持、修繕その他の管理の報告書」を公表した。	• ホームページの公表の仕方に工夫が見られるが、「維持、修繕その他の管理の報告書」は、報告書を張り付けているだけで物足りない。一方、25年度公表分からは、アウトカム指標の設定根拠を明示することを予定するなど、公表の仕方にさらなる工夫が見られ、評価できる。
高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み	II6	• 41件について会社の経営努力要件適合性の認定を行い、その結果、助成制度発足時からの総認定件数は214件となった。そのうち平成24年度には、前年度までに助成金を交付した93件に加えて、新たに支払い要件を満たした40件について、助成金9.4億円を交付した。	• 「供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減」の算定に関する改定の実施は評価できる。また、予防保全の技術開発を先取りする取り組みを実施しており、助成制度が積極的に適用され、その利益が国民に還元されていると高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 本法人の中期目標(第2期)において「機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように維持し、修繕されるよう、管理の実施状況の確認等を行うこと。」とされている。

当該中期目標期間中の平成24年12月には、本法人が中日本高速道路株式会社に貸し付けている道路資産である中央自動車道において、笹子トンネル天井板落下事故が発生しているが、上記中期目標の項目に係る評定結果は、「A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる)」とされている。

これは、

① 上記中期目標の「確認等」とは、計画管理費がどのように使われているかを「確認」するものであること、

② 本法人は、高速道路株式会社(以下「会社」という。)に対する指導権限を有していないこと

を前提に、貴委員会では、本法人は「制度の中で出来る限りの努力を行った」として評定結果を「A」としたものである。(注)

しかしながら、上記中期目標の記述ぶりからは、本法人が会社による道路資産の管理の実施状況の確認等を行うことにより、道路資産が適切に良好な状態に保たれるように維持、修繕されることを担保しているかのように読み取れる。

このため、今後の評価において、関係法令上の制約や限界が必ずしも明らかでないために本法人の中期目標の達成に向けた取組に係る評価が十分に理解されないおそれがある場合には、それらを明らかにした上で、国民にわかりやすい評価を行うべきである。

(注)なお、本項目に係る貴委員会の評価においては、本法人に対し、高速道路の管理権限及び会社への指導権限がない中であっても、高速道路の管理主体である会社や道路政策を担う国と協力して第3期中期計画の達成のためにできる限り取り組むことを要請する趣旨で「国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策を講じるとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させることに機構として積極的に取り組むことが望まれる。」との意見が出されている。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：宍戸 信哉）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等しようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十八条又は福島復興再生特別措置法第二十四条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 中小企業退職金共済法第七十二条第二項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：家田 仁）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人： http://www.jhf.go.jp/ 評価結果： http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000037.html
中期目標期間	5年間（平成24年4月1日～平成29年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第1期中期 目標期間	評価項目	H24年度	備考
<総合評価>	順調	A	A	A	A	<総合評価>	A	1. 総合評価は、20年度は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 2. 項目別評価は、20年度は、5、4、3、2、1の5段階評価であり、21年度からは、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						<項目別評価>		
I 業務運営の効率化						I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		
1 組織運営の効率化	3点	A	A	S	A	1 証券化支援業務等の推進	S×1 A×6	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	2 住宅資金融通業務等の推進	A×2	
3 業務・システム最適化	4点	A	A	A	A	3 東日本大震災への的確な対応	S	
4 入札及び計画の適正化	3点	A	A	A	A	II 業務運営の効率化		
5 業務の点検	3点	A	C	A	B	1 組織運営の効率化	A	
6 積極的な情報公開	3点	A	A	A	A	2 一般管理費等の低減		
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上						3 業務・システム最適化	A	
1 証券化支援業務	3点×7 2点×1	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×7	S×2 A×6	4 入札及び契約の適正化	A	
2 住宅融資保険業務	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	5 適切な内部統制の実施	B	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	A×3	S×1 A×2	—	A	6 積極的な情報公開		
4 住宅資金融通業務	4点×1 3点×2 2点×1	A×2 B×2	A×3 B×1	A×4	A×4	III 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画		
5 団体信用生命保険等業務	3点	A	A	A	A	1 収支改善	S	
III 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)						2 リスク管理の徹底等	S×1 A×1	
1 収支改善	2点	A	B	S	A	3 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画	—	
2 繰越損失金の低減						IV 短期借入金の限度額	—	
3 リスク管理の徹底	3点×4 2点×1	A×5	A×5	A×5	A×5	IV-2 不要財産の処分に関する計画	—	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	—	—	—	—	V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	VI 剰余金の使途	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	4点	A	A	A	—	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	1 施設、設備に関する計画	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項						2 人事に関する計画	A	
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	—			

2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	A×2	A×2	A×2	A×2	3 積立金の使途	—
3 積立金の使途	—	—	—	—	—	4 宿舎に関する事項	A

2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果 (H25.9.10) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(評定理由)

- 評定の分布状況からして、ほとんどの項目において、中期目標に対して着実な実施状況にあると認められるため。

(法人の業務の実績)

- 証券化支援業務については、全国一斉相談会の開催に合わせた集中的な広告等の総合的な広報活動を行ったほか、中古住宅購入資金とリフォーム工事資金を一体の手続きで借り入れできる「フラット35リフォームパック」を導入するなど、商品性の改善を行った。また、IR活動の大幅な拡充等により投資家層の拡大を実現した結果、平成25年3月には機構史上最低の表面利率(1.07%)を実現するなど、お客さまに低利で長期固定の住宅ローンを提供することにつながった。
- 東日本大震災への対応については、東北支店に「東北復興支援室」を新設し、地方公共団体等との連携や調整業務等に対応した。特に、防災集団移転促進事業において執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が残る場合でも抵当権の抹消を可能とする等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国等と連携の上、実現した。
- 収支改善については、第二期中期目標期間の最終年度(平成28年度)までに達成することとしていた既往債権管理勘定以外の勘定(保証協会から承継した業務に係る経理を除く)全体での繰越欠損金の解消を、平成24年度において達成した。リスク管理の徹底等については、信用リスク計測の精度を大幅に向上させたほか、住宅ローンの特性を踏まえた貸倒引当金の計上方法の見直しや、フラット35及び賃貸住宅融資においてストックから生じる資金のズレを新規の資金調達時に事後的に調整する仕組みの導入等を実施した。
- 元嘱託職員の不祥事案等が発生しているものの、事案の発生後、速やかに調査、再発防止策の策定を実施している。全体的な評価としては、機構として中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。など

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
証券化支援業務等の推進 (安定的かつ効率的な資金調達)	I 1	<ul style="list-style-type: none"> MBSの発行額が高水準で推移する環境下で、個別投資家の事情に応じた提案、説明の実施など、丁寧なIR活動の大幅な拡充等により、地方投資家や海外投資家など投資家層の拡大を実現した。 この結果、平成24年9月～11月に機構史上最も低い対国債スプレッド(0.34%)を実現し、また、欧州債務問題の再燃や政権交代後の金融環境の大きな変化の中でも、柔軟な起債運営を行い、平成25年3月には機構史上最低の表面利率(1.07%)を実現(平成25年4月は史上最低の提示金利(1.75%))とするなど、お客さまに低利で長期固定住宅ローンを提供することにつながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 機構は、MBS市場の育成という先駆的役割を担っている。国債市場に比べて流通市場も未整備であり、市場参加者が漸く増加してきた段階として見れば、安定的なMBS発行には一定の意義がある。また、平成25年3月の対国債スプレッドは50bpを維持しており、優れた実施状況にあると言える。結果として、フラット35の金利を抑制しており、証券化支援業務による長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給に貢献している。特に、買取債権残高が10兆円弱、MBSの発行規模が10兆円超となり、業務が安定的に執行できる水準になったことは評価できる。
東日本大震災への的確な対応	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 防災集団移転促進事業(防集事業)において、執行上の課題となっていた住宅ローン完済前の土地等の抵当権抹消について、買取代金による繰上返済後に債務が残る場合でも抵当権の抹消ができること等のスキームを、機構の主導により地方公共団体や国等と連携の上実現した。 このスキームは、民間金融機関にも採り入れられ、被災地の復興を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の取組については、優れた実施状況にあると認められる。今後、被災地の復興のために機構が果たすべき役割は一層重要性を増すものと考えられ、引き続き創意工夫を持って公的機関としての役割を果たしていくことを期待する。
収支改善	III 1	<ul style="list-style-type: none"> 人件費、基幹システム経費等に関する経費削減の取組に加え、総合的な広報活動や中小工務店への技術支援等の取組によって買取債権残高が増加したことなどにより、既往債権管理勘定以外の勘定について、260億円の利益剰余金を計上し、第二期中期目標期間の最終年度(平成28年度)までとされていた繰越欠損金の解消を初年度(平成24年度)で達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫時代からの課題であった収支の改善について、第二期中期目標の最終年度までに達成することとしていた既往債権管理勘定以外の勘定の繰越欠損金の解消を、平成24年度において達成したことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし。

